

第2回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会

平成27年8月25日（火）

【事務局】 それでは定刻となりましたので、会議の進行をさせていただきます。

開会に先立ちまして、まず事務局からご連絡を申し上げます。

本日進行を担当させていただきます、総務企画局企画調整部の山嶋でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様、それから意見陳述をいただく出席者の皆様、大変お忙しい中、また悪天候の中、第2回委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、瀏野委員は少しおくれてご出席をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、まず本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。資料は上から、会議次第、委員名簿、座席表、それから資料が、右肩に資料1と記載された補助金関係法令等についての資料、資料2-1、協会補助金の概要について、また資料2-2はその添付資料でございます。それから資料3、こども未来局の意見陳述の資料。それから資料4は1と2があって、福岡市保育協会様の意見陳述の資料。資料が多くて申しわけございません。それからその下には、参考資料1といたしまして、前回の委員会の主な意見。それから参考資料2、委員の皆様から、委員会の場合あるいは追加でご要望のございました資料。それに加えて委員の皆様には、フラットファイルで第1回の配付資料をお手元に用意させていただいております。以上でございます。よろしゅうございましょうか。

次に、報道関係の皆様、また傍聴の皆様への注意でございます。本委員会は議論を公開しておりますことから、皆様方には円滑な議事進行にご理解とご協力をお願いしたいと思います。報道関係者におかれましては、カメラ等の撮影、取材は、委員の自由な発言、議論の妨げとならないよう、十分ご配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様には注意事項をお配りしております。傍聴席からの発言あるいは拍手などはできません。これら注意事項を守られない場合には退席をいただく場合もございますので、ご協力をお願いいたします。携帯電話はマナーモードにして、通話のご遠慮いただき、議事の妨げにならないようお願いをいたします。

それでは、第2回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会を開催させていただきます。会議の進行を針塚委員長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【針塚委員長】 委員長の針塚でございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

前は、福岡市の保育施策の現状と保育士の処遇についてを議題としまして、福岡市私立保育士会様より現場のご意見をいただくとともに、それに伴う議論を行いました。特に保育士の方の処遇の改善につきましては、活発なご意見がいただけたのではないかと思います。前回のこの委員会の振り返りのために、参考資料について事務局より説明をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは事務局よりご説明をさせていただきます。

参考資料1、一枚紙です。前回の主な意見をまとめてございます。

まず、処遇改善の必要性についてですが、潜在保育士がまた保育の現場に戻りたいと思える環境が必要。また、給与以外の部分での働き方を支援する仕組みや、賃金以外の労働条件を重視すべき。さらには、保育士の心の悩みや勤務条件などを相談できる機関が必要などのご意見をいただきました。

次に、補助金のあり方についてですが、市の補助金がなくなり、保育士の処遇が園の裁量ということになれば、保育園ごとに質が変わるのではないかと。また、国や市からの補助金を職員の給与として払うかどうかは、雇用主である経営者の判断ではないかと。それから2ページになりますけれども、保育所を運営する法人に、公費によって蓄積されたお金を市民のためにどう使っていくか考える必要があるなどのご意見をいただきました。

また、その他といたしまして、保護者への教育に関するご意見や、保育士の人的資源の確保に関するご意見などをいただいたところであります。

このように、委員の皆様より賜りましたご意見につきましては、今後頂戴いたしますご意見も含めて、改めて事務局で整理をしまして、報告書に反映をさせていただきたいと考えております。

次に、参考資料2をごらんください。委員の皆様から、第1回の委員会の場あるいは個別に事務局宛てにご要望のありました資料でございます。

まず、1ページをお開きください。最初の1の福岡市における保育の提供の方向性についてでございます。表の下に文章を記載しておりますが、本市では平成27年度から、今後5年間の子ども施策の方向性を定めた「第4次福岡市子ども総合計画」を策定しております。この計画に基づき各種施策を実施していくこととしております。

保育の量につきましては、表にありますように、平成31年度までに約3,800人分、1割強の定員増を今後も図ることとしておりまして、具体的に予算額までは定めておりま

せんが、当然これに比例する形で、運営費や補助金も増加していく見込みでございます。

次に、2の保育士の労働条件等についてでございます。いずれも就業規則等の状況を記載しております。

まず、非正規保育士の契約期間でございますが、一般的に1年間とされております。

次に、週当たりの労働時間は40時間以内で、変形労働時間制を採用している保育園もございます。なお、時間外勤務の詳しい状況については把握をいたしておりません。

夜間勤務につきましては、交代制の勤務により18時以降も勤務することがございますが、具体的な勤務実績は把握をしてございません。

3ページをお願いいたします。正規保育士の有給休暇の取得状況でございますが、年間の平均取得日数は7.8日となっております。なお、一番下に参考として、産業・企業規模別の取得日数などを記載しておりますので、ご参照ください。

次に、3の賃金関係についてでございます。まず一番上の表は、企業規模を10人から99人、いわゆる中小企業に限定した、他業種との給与比較でございます。前回の資料では、全業種の月額給与が36万9,000円でしたが、この資料を見ていただきますと、中小企業に限定した場合は約30万円となっております。それでも保育士の月額給与が25万9,000円でございますので、4万円ほど低い状況となっております。

真ん中の表は、勤続年数5年から9年の企業規模別の給与の状況でございます。福岡市の保育士の平均勤続年数が6.2年ということで、それと比較できる資料をというご要望でございましたが、統計データが1年刻みではなくて5年刻みしかございませんでしたので、この6.2年を含む部分、この5年から9年という部分を抽出させていただいております。

一番下の表は、九州各県の保育士給与の比較でございます。これはサンプル調査ですので、もしかするとばらつきがあるかもしれませんが、福岡県は勤続年数が7.2年で中位、月額給与は26万8,000円で、長崎に次いで2番目に高い状況になってございます。

5ページをお願いいたします。初任給額の比較でございます。全国の中小企業を10人から99人で見ますと、一番右の欄になりますが、短大卒で16万9,000円、大学卒で19万4,000円となっております。右のページの中ほどに福岡市の正規保育士の初任給を記載しておりますが、短大卒で18万6,000円、大学卒で19万8,000円でございますので、いずれも全国平均を若干上回っているような状況でございます。

5ページに戻っていただいて、下の表でございますが、短時間労働者の1時間当たりの給与額でございます。保育士は企業規模にかかわらずおおむね980円程度となっております。

まして、全業種と比較しますと60円から80円ほど低い状況でございます。

恐れ入りますが、右のページの一番下に記載しておりますように、福岡市の非常勤保育士の時給単価が897円でございます。表のその下の※2の注意書きにございますが、これには通勤手当などを含みませんので、それを含めると、保育士の全国平均とほぼ同程度の水準となっております。

7ページをお願いいたします。4の福岡市内における認定こども園の数につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5の福岡市の人口予測でございますが、棒グラフのとおり今後も人口は増加し続け、2035年ごろの160万6,000人をピークに、その後は減少に転じる見込みとなっております。また、棒グラフの一番下の緑の部分が15歳未満の人口になりますが、こちらは2020年ごろの20万4,000人をピークに、減少に向かう見込みでございます。

8ページをお願いいたします。最後に6の公定価格でございます。これは国が作成しました、保育に要する費用の額を算定するための基準でございます。説明は省略をさせていただきますが、この基準に基づき細かく費用を積み上げて、保育園ごとに運営費が算出されることとなっております。

事務局からの説明は以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、何かお気づきのこととかご意見等ございますか。よろしゅうございましょうか。ご質問等ございますれば。どうぞ。

【甲木委員】 甲木からですけれども、3ページ目の年次有給休暇の関係なんです、下の参考の部分には付与日数があるんですけれども、上の保育所のほうでは付与日数自体がなく、取得率もわからない形になっています。その理由について教えていただければと思います。

【針塚委員長】 よろしいですか。

【こども未来局】 今のお尋ねについてお答えいたします。

こちら、一番上の表に書いておりますが、実地監査を行った際に確認した年休の取得日数なんですけれども、その際に年休の付与日数などについては確認して調査をしておりませんので、その分についてはこちらは把握していないということで、掲載をしておりません。

以上でございます。

【針塚委員長】 いかがでしょうか。まあ、データがないということなので。

【甲木委員】 結構です。済みません。

【針塚委員長】 ほかにいかがでございますか。

（「なし」の声あり）

【針塚委員長】 それでは、今のご説明に基づきまして、本日の議題のほうに進ませていただきます。

本委員会の目的であります福岡市保育協会補助金についてを議題とさせていただきます。

それでは早速ですが、事務局に説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まず、資料1です。補助金関係法令等についてご説明を申し上げます。よろしいでしょうか。

1 ページをごらんください。まず、補助金を交付する根拠となります地方自治法でございます。同法第232条の2におきまして、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、補助をすることができる」とされております。下に逐条解説を記載しておりますが、「公益上必要があるか否かは、当該団体の長及び議会が事例に即して認定をするが、全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならない」、慎重にその必要性及び効果等について検討を要する」とされております。

次に、福岡市補助金交付規則でございます。第1条にありますように、この規則は、法令に定めのあるもののほか、補助金の交付事務に共通する基本的な事項を規則として定め、その適正な執行を図ることを目的としています。

2 ページをごらんください。第3条、ページの中ほどですが、通則でございます。「補助金に係る予算の執行は、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われているものであることを特に留意し、補助金の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならない」と規定しております。

以下、第4条以降は、補助金の交付手続などについて規定されております。説明は省略させていただきます。

なお、この規則に定めのない、さらに詳細な手続ですとか補助基準などにつきましては、個々の補助金ごとに交付要綱を定めることとされておまして、本日の議題である保育協会補助金についても要綱がございます。それにつきましては後ほどご説明いたします。

最後に12ページまでおめくりいただきたいと思います。福岡市補助金ガイドラインと

いうものでございます。これは平成２３年度の包括外部監査における指摘やご意見を踏まえて、補助金制度の明確化あるいは市民の納得感の向上を目的として策定いたしました。

１４ページをお願いいたします。ここの「はじめに」の中段にあります「補助金とは、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であるにもかかわらず、その財源の多くは市民の税金が使われていることから、その必要性について市民への説明責任が果たされ、その理解が十分に得られるものでなければならない」とされております。そのため、このガイドラインでは、左の１３ページにありますように、補助金の公募化や終期の設定など、規則に定めのない補助金の取り扱いのほか、補助金の必要性などを記載した調書を市のホームページ上で公表することなどを定めております。詳細な説明は省略させていただきますが、必要に応じご参照いただければと思います。

資料１の説明は以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございました。どうぞお願いいたします。

【こども未来局】 引き続き、資料２につきましてご説明させていただきます。こども未来局事業企画課長の若槻でございます。

まず、お手元の資料２－１のほうからごらんいただけますでしょうか。

２ページをお願いいたします。この補助金の根拠でございますが、あわせて資料２－２、添付資料の１ページをお願いいたします。先ほど総務企画局のほうからも説明がありましたが、この１条になりますけれども、「福岡市保育協会補助金の交付に関し、福岡市補助金交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定める」ものとしております。根拠につきましては以上でございますが、目的につきまして、「私立保育所職員の処遇改善、資質の向上及び保育所運営の円滑化を図る」ことを目的としております。

お戻りいただいて、これは前回の資料３の中では２５ページに記載しておりましたものの再掲になります。補助対象といたしましては、協会が執行するものとして、協会の運営に要する費用、それから研修等、保育協会が行う事業に要する費用がございます。また、保育所に配分するものといたしまして、職員の処遇改善、それから入所児童の処遇改善、その他、私立保育所の運営、それから職員の研修に要する費用の４項目に分けて支出しております。これらについて、またご説明をさせていただきます。

３ページをお願いいたします。こちらにつきましても、前回の資料の３ページに「協会補助金」と大きくくくりましてご説明していたものを、詳細な項目別に説明させていただきます。

合計額になりますが、平成17年で12億4,000万円程度だったのが、平成27年度では17億1,000万円以上となっております。これは対17年比で38%増でございます。入所児童の増加に伴いまして、保育所や保育士が増加しています。

引き続きまして、項目の詳細についてご説明させていただきます。5ページをお願いいたします。それとあわせて、資料2-2になりますけれども、9ページ、10ページを開きいただけますでしょうか。こちらの表にそれぞれの補助金の交付基準などを記載しておりますので、あわせてご参照いただけたらと思います。

ご説明には資料2-1を用いさせていただきます。まず、保育協会の運営に関する費用ですが、人件費、事務費、管理費などで1,500万円余を支給させていただいております。また、(2)研修等、保育協会が行う事業といたしまして、一般職員研修から調理員や保育士が他都市で研修されるものへの費用助成など、1,290万円程度を助成しております。

続きまして、保育協会が各保育所に配分する補助金ごとに説明をさせていただきます。6ページになります。まず、職員の処遇改善、資質の向上に要する費用です。①から⑤までそれぞれ項目ごとにございますが、このうち②研修費、③長時間保育手当、④被服手当については、今回見直しをご提案しているところでございます。

7ページをお願いいたします。まず、①初任給調整措置費でございます。こちらは保育所の職員の処遇改善と支出の向上を図るとともに、職員雇用の充実のために、経験年数の短い正規職員に対して、以下の表の基準で助成をしています。

8ページをお願いいたします。研修費でございますが、こちらは正規職員の自己研修費に対して、保育士及び調理員1人当たり年間2万円を26年度まで支給させていただいております。

それから、③長時間保育手当です。こちらにつきましては、資料2-2の14ページをご参照いただきたいと思いますけれども、一定の条件を満たしている保育所に勤務する保育士、調理員に対して助成しております。助成額につきましては14ページに表を示しております。本俸の6%相当として支給しております。

9ページをお願いいたします。こちらは被服手当で、業務に必要なエプロン代等といたしまして、保育士、調理員に所定の金額を支給しております。

続きまして、⑤の勤続手当は、勤続年数に応じて助成をさせていただいております。勤続年数、支給月額等については表のとおりでございます。

続きまして、入所児童の処遇改善に要する費用を、10ページ以降でご説明させていた

できます。こちらの費用につきましては、一部の園しか該当しない補助項目もございます。

11ページをお願いいたします。家庭支援推進保育士雇用費は、被虐待児など配慮を要する児童などが入所児童数の35%以上入所している保育所に対して保育士を加配するための雇用費として、保育士1人当たり350万円余を助成しています。26年度は28園を対象としています。

離島加配保育士につきましては、1園のみでございます。

12ページです。充実保育士雇用費は、所定の職員配置基準で、ゼロ歳児については子ども3人に当たり職員1人、1歳児については子ども6人に対して保育士1人という配置基準がございます。このゼロ歳から1歳に上がるときの激変緩和といいますか、そうした措置で、ゼロ歳から1歳、それから2歳から3歳も同様に、6対1から20対1、20人に1人となりますけれども、こちらはそれぞれに70日分で、計140日分を充実保育士雇用費として助成しております。

続きまして主任保育士の業務改善費でございますが、こちらは主任保育士専任化制度の対象外の私立保育所に対して、代替非常勤保育士を雇用する経費を助成させていただいております。こちらについては対象が5園のみでございます。

次ページをお願いいたします。年休等代替職員雇用費は、まず国の運営費対象保育士・調理員については交通費のみ、それから対象外の保育士・調理員については、代替職員を雇用する経費及び交通費について助成させていただいております。

それから、定員割れ対策による保育士雇用費については、現在、該当する保育所はございません。

14ページをお願いいたします。週休代替職員雇用費は、運営費の対象となっていない分といたしまして、7日分相当を助成させていただいております。

次にパート調理員雇用費は、定員100人以上の施設に対して、パート調理員の雇用に係る経費300日分を助成しております。

次ページをお願いいたします。続いて保育所の運営に要する費用として①から⑦まで助成させていただいております。

16ページをお願いいたします。まず、退職共済掛金につきましては、正規職員分の事業者負担額4万4,700円のうち3万9,000円を助成しております。

また、行事用給食費といたしまして、給食とは別に、例えば紅白まんじゅうですとか、こうした行事用の給食費について、入所児童1人当たり600円を支給しております。

③でございますが、日本スポーツ振興センター負担金について、これは施設負担分を助成させていただいております。A・B・C・D階層とありますのは所得階層区分でございます。A階層については生活保護世帯でございますが、これはA・B・C階層分までは全額を助成しているところでございます。

17ページをお願いいたします。賠償責任保険につきまして、施設内で事故が発生した場合の賠償責任保険分を、児童1人当たり150円相当支給しております。

⑤報償費については、保育料の納入勧奨強化のための経費といたしまして、1施設当たり7万円に、入所児童数の215円分をそれぞれ助成しております。

18ページでございます。施設整備費といたしまして、90人以下の保育所又は社会福祉法人以外の保育所、こちらは対象が46園分で、1施設当たり12万円にプラスして定員児童1人当たり2,000円を上限額として助成させていただいております。

⑦「腸管出血性大腸菌」、いわゆるO-157対策として、検便経費で、ゼロ歳児を担当する保育士及び調理業務員に対しまして、1月当たり1,148円分の検査費用を助成しております。

19ページをお願いいたします。職員の研修に関する費用でございます。

20ページのほうからご説明いたしますが、まず人権研修で、主催いたします研修には施設外研修と施設内研修とがございますが、施設外研修についてはそれぞれ所定の額を、代替保育士の雇用費ですとか資料作成費など必要な額を助成させていただいております。

また、施設内研修については、福岡市の謝礼基準に基づく講師謝金のほか、児童定員に応じた時間外手当相当分の助成をさせていただいております。

21ページをお願いいたします。こちらは職員が県内外で実施される研修参加に係る経費の助成でございます。

最後に施設研修でございますが、各保育所で職場研修を実施される場合の経費について、所定額を助成させていただいております。

22ページのほうに、これらの補助金の定員区分ごとの大体の助成額を記載させていただいております。まず合計のほうをごらんいただきたいんですけども、大体、定員規模別に増額しているところでございますが、150人定員については180人定員よりも多うございます。これは大きな枠の2つ目の「入所児童処遇改善に要する費用」の中の、家庭支援推進保育士雇用費359万円程度が入っているところでございます。

また、120人定員規模の保育所については、一番上の大きな枠の「職員の処遇改善、

資質の向上に要する費用」が多うございます。こちらは勤続手当が突出しておりますけれども、かわりに一番上の初任給調整措置費につきましては、ほかの定員の保育所よりも少のうございます。ベテランの保育士が多いことがわかります。

また、90人定員のところについては、大きな枠の2つ目のパート調理員雇用費については対象が100人以上の定員の保育所なので支給されておりましたが、かわりにもう一つ大きな枠の下から2つ目、施設整備費につきましては、これは逆に90人定員以下の保育所が対象となりますので、こちらの給付対象となっております。

説明は以上でございます。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

何か委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【針塚委員長】 特にないようでしたら進行させていただきますが、まず、福岡市のこども未来局より協会補助金の概要についての説明をお願いしましたので、ご質問がなければ次に移りたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【針塚委員長】 続きまして、福岡市こども未来局、福岡市保育協会様より、協会補助金に関する考え方について、それぞれご意見をいただきたいと思います。準備のために席の移動をお願いいたします。

(席の移動)

【針塚委員長】 ご用意はよろしいですか。それではまず、こども未来局よりご意見をいただきたいと思います。時間は20分以内でお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【こども未来局】 こども未来局の子育て支援部長の野中でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日はお時間をいただきまして、福岡市保育協会補助金のうち、今回、こども未来局として見直しを行いたいと考えております、長時間保育手当、研修費・被服手当について、見直しの理由など論点をお示ししながらご説明させていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。まず長時間保育手当の見直しの基本的な考え方としては、子ども・子育て支援新制度の開始に伴いまして、国が11時間開所に係る費用を、それまでの精算が必要な補助金から運営費に繰り入れたことか

ら、同趣旨の手当を見直したいと考えたものでございます。これまでの保育協会の皆様との協議を踏まえまして、論点を整理いたしまして、私どもとしては3点あるのかなと考えております。

2ページに載せておりますように、論点の1点目は、「長時間保育手当は何のための補助か」といたしまして、手当の性格、言いかえれば本俸の上乗せ的なものなのかを論点と考えております。2点目は、「制度変更に伴い新たな雇用が必要なのか」といたしまして、運営費に繰り入れられたことにより新たな雇用が必要になるかということでございます。3点目は、「各園の収入は増えているのか」ということで、新制度移行に伴い、長時間保育手当を支給していたこれまでと比べまして園の収入がどうなっているか、増えているのかということでございます。

3ページをお願いいたします。3ページから15ページまでは、各論点に対する局としての考え方を整理いたしております。

まず3ページは、論点1の「長時間保育手当は何のための補助か」ということについての局としての考え方でございます。この手当は保育所の開所時間を延長することを目的とした補助であること。それから、その目的の達成のために職員に時差出勤を行ってもらうことに対し支給するものであること。したがって、単なる給料の上乗せではないと私どもとしては考えております。

4ページをお願いいたします。長時間保育手当の内容を具体的に記載いたしております。まず、手当の前提となります長時間保育でございますが、通常9時から17時までの8時間開所を行っております。これを原則、朝2時間・夕方1時間延長いたしまして、11時間開所とします。これを前提に、次に手当の内容でございますが、先ほどの事務局資料2-2の福岡市保育協会補助金の概要についての添付資料の13ページに、福岡市長時間保育実施要綱を載せておりますが、そこから抜粋して内容をまとめてございます。

まず要綱の第1条に、この要綱の目的といたしまして、「保護者の通勤時間等を考慮して、保育所の開所時間を延長する」、これを目的といたしております。次に第4条において、「職員配置については時差出勤により対応する」という規定を設けております。次に第6条において、補助の性格は「時間外手当ではなく、職員の処遇改善費として支給する」と規定いたしております。次に第7条でございますが、支給対象は保育士及び調理員でございます。最後に第8条でございますが、支給額は、創設時は時間外勤務手当として支給をしていた経緯がございますが、平成26年度時点では「本俸の6%相当で市が承認した額」と

定めてございます。

5 ページをお願いいたします。長時間保育手当の変遷でございますが、福岡市の制度と国制度の比較を行っております。福岡市では、左側の水色の欄の縦でございますが、国に先駆けまして、昭和45年から長時間保育を開始しております、当初の開所時間は10時間半となっております。開所に必要な財源といたしましては8時間分の運営費、これにプラスいたしまして長時間保育手当で措置をしておりました。

平成12年になりまして、国が開所時間を11時間とした延長保育推進事業を開始されております。右側のオレンジのほうでございます。この際の財源といたしましては、運営費に延長保育推進事業補助（基本分）を加えまして、この補助の基本分の限度額は、平成26年度で申し上げますと、年に約460万円でございます。

同年、福岡市も開所時間を原則11時間としたところございまして、その時点での手当額は、職員の経験に応じた額となるよう、先ほど申し上げました本俸の6%相当となっております。その後、平成21年に、長時間保育の充実を図るということで、福岡市においても国の補助事業である延長保育推進事業を取り入れましたが、長時間保育手当を継続した上で措置するとしめたことから、限度額は年120万円といたしております。

これを平成26年度まで運用してまいりましたが、平成27年度に新制度が施行されたことに伴いまして、開所時間を11時間に統一し、財源も運営費に一元化するように見直しを行うこととしたところでございます。

6 ページをお願いいたします。11時間開所に係る費用負担のイメージでございます。平成26年度までの福岡市の制度は、左側に記載いたしておりますが、時系列で7時から18時までを書いてございますけれども、水色部分の運営費で9時から17時までの8時間をカバーする。朝2時間・夕方1時間分を緑色部分の長時間保育手当。これは1園平均で約200万円と試算いたしております。それと黄色い部分の延長保育推進事業補助（基本分）、限度額120万円、この合計年額約320万円でカバーをしていました。

同じく、平成26年度までの国制度でございますが、運営費で同じく8時間分、それから延長保育推進事業（基本分）の約460万円で、朝・夕合計3時間分をカバーしています。

そして、平成27年度になりまして新制度が施行されました。その際、国においては、図で申しますとグレーの大きな矢印部分になりますが、これまでの補助金であった延長保育推進事業補助（基本分）約460万円全額を新運営費に組み入れるということで、7時

から18時までの11時間をカバーします。運営費は自治体で任意に調整できるものではないので、福岡市において長時間保育手当をこのまま継続していけば、同じ趣旨の経費について税金による負担の重複を招くことになるのではないかと考えております。

次に、7ページをお願いいたします。論点2の「新制度移行により新たな雇用が必要か」についての、局としての考え方でございます。福岡市におきましては、これまで11時間開所を先ほどご説明した形で実施してきておりますので、雇用等について実質的な変更はないと考えてございます。

8ページをお願いいたします。11時間開所を行う場合の職員配置に関する平成26年度までの旧制度と、新制度以降の国の通知の比較でございしますが、延長保育推進事業（基本分）の事業実施及び、下段の新制度において保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設、これのいずれにおいても保育士1名を加配することとされておりますので、旧制度と新制度では何ら変わることはございません。

9ページをごらんください。職員配置の考え方について、今年の6月に厚生労働省にお尋ねした際の回答を記載いたしております。

まず質問1といたしまして、「保育標準時間認定の場合は、昨年度までと比較し、職員数として1人多く保育士を雇用することになるのか」とお尋ねしたところ、回答といたしまして、「保育標準認定の場合について、昨年度までの延長保育事業の基本分の経費が給付に入っているため、運営費としては1人多く加配を求められているように見えるかもしれませんが、しかし、延長保育を行っている施設であれば、実質の雇用人数は変わらないかと思われます」との回答をいただいております。

10ページをお願いいたします。同じく質問2といたしまして、「常勤保育士1人加配とは、必ず常勤の保育士でなければならないのか、常勤換算して1人以上となればよいのか。例えば非常勤2人を加配すればよいのか」とのお尋ねをいたしました。これに対しまして、「必ず常勤の保育士でなければならないということはありません。短時間勤務の方を充てる場合は、常勤換算値を算出していただき、適正な配置をお願いいたします」との回答をいただいております。

続きまして、11ページをお願いいたします。論点3の「新制度移行に伴い、各園の運営費収入は増えるのか」ということについての局としての考え方でございます。各園とも運営費収入の比較の試算結果、私どもで試算をいたしましたが、いずれも収入増となっておりますことから、従来の長時間保育手当を各園で支給することは可能であると考えてお

ります。

12ページをごらんください。ただいま申し上げました運営費収入の比較の試算のうち、定員90人規模の園を抽出した試算結果でございます。試算の前提条件を上のほうに書いておりますが、処遇改善等加算及び地域区分は記載のとおりでございます。また平成27年度理論値につきましては、26年度の入所児童数をもとに、新制度の公定価格、つまり運営費で算定したものでございまして、年齢別の入所児童数は年間を通して変動いたしますので、平成26年度の平均値を用いております。また、短時間認定の児童数は平成27年4月1日の実績値でございます。

さらに、よりの確に比較できるよう、新制度における新たな加算分のうち、新たな雇用費が発生するものや要件が特定されるものは除外しております。その詳細はページの左下に記載しております。比較の見方でございますが、左側のブルーの表は26年度の支給実績でございまして、長時間保育手当139万4,000円を含めまして、年間で1億1,645万円余となっております。右側のブルーの表は平成27年度の理論値でございまして、先ほど申し上げた前提条件で試算した結果、年間1億2,129万円となっております。差し引きで483万7,000円の収入増となっております。

参考といたしまして、右下にオレンジ色でお示ししておりますが、今年の4月から7月までの支給実績が出ております。新制度における支給実績について、これを3倍いたしまして年間分と想定した場合を試算してみました。これで年間1億1,942万円余となっております。この場合でも長時間勤務手当を含む26年度支給実績と比較いたしまして、297万円余の収入増となっております。

13ページ、14ページは、それぞれ定員150人規模、200人規模の園で同様に試算した結果でございますが、いずれの場合も、長時間保育手当を含む26年度実績よりも収入増となっております。

なお、資料には記載しておりませんが、市内の全園について同様の試算を行っております。園の事情により額のばらつきはございますが、いずれも収入増との試算結果となっております。

この項の最後でございます。15ページをお願いいたします。ここに記載しております図は、保育協会様が作成された資料から抜粋をさせていただきました。国制度の運営費に延長保育基本分の給付化による460万円を加えても、さまざまな費用がかかるということで、右側の緑色の長時間保育手当を支給する原資が足りないということをあらわしてい

るのではないかと考えます。しかしながらというか、今まで申し上げてきたとおり、左から順に、加配保育士経費については、先ほども述べましたように、これまでも11時間開所を実施してきておりまして、実質的な変更はないものと考えておりますし、その右の土曜2時間開所に対する超勤対応経費につきましては、別途対応できるだけの経費が新制度の運営費に算入されております。また、水色部分の保育短時間勤務の減額の項目につきましては、福岡市における今年4月1日の保育短時間の割合は約3%となっておりますので、このような大きな額とはならないものと考えております。したがって、新制度における運営費においては、補助金としての長時間保育手当の支給がなくとも、これまでどおり11時間開所を実施した上で、処遇改善に充てることができる原資は十分に確保できているのではないかと考えております。

一方で、このまま長時間保育手当を継続して補助することになれば、先ほども触れましたが、同じ趣旨の経費について税金による負担の重複を招くことになると考えてございます。これらのことから、こども未来局としては長時間保育手当を見直すこととしたところでございます。

16ページをお願いいたします。ここからは研修費・被服手当についてでございますが、これらについての見直しの基本的な考え方といたしましては、包括外部監査における意見等や新制度における措置状況、他都市の状況を勘案して見直しを行いたいと考えたものでございます。これまでの保育協会の方々との協議を踏まえた論点としては、「研修費及び被服手当は継続できないのか」といたしまして、手当としてではなく領収書精算を行うことにより、実費弁償的費用として継続できないかということではないかと考えております。

17ページをお願いいたします。論点に対するこども未来局としての考え方を整理しておりますが、まず研修費及び被服手当ともに運営費に算入されてございます。他の政令市において、研修費及び被服手当に対する補助制度を設けている例はほぼございません。研修費について、別途、職場研修の補助をはじめ、多様な補助を実施しております。これらのことを考慮すると、補助継続の必要性の合理的な説明が困難になっていると考えております。

18ページをお願いいたします。研修費・被服手当の具体的な補助目的等でございます。目的、支給対象、手当の額は記載のとおりでございますが、ほとんどの園では年1回ないし2回に分けて給与に上乗せして支給されておりまして、その際に領収書の確認などは行っておりません。

19ページをお願いいたします。平成24年3月に提出された包括外部監査の報告書の抜粋でございます。研修費及び被服手当ともに給与の上乗せであり、実態と形式がマッチしていないとされており、特に研修費は廃止を含めて見直すべきとの意見をいただいております。

20ページをお願いいたします。福岡市が行っております研修に関する補助の状況でございます。先ほども紹介がございましたけれども、1の民間保育園に対する補助につきましては、平成27年度予算で年間1,749万円となっております。その1の下段のブルーの部分の研修費は、今回見直しを考えている補助項目でございまして、同じく年間6,610万円となっております。

2の保育協会に対する助成につきましても、先ほどご説明がございましたが、年間の予算額で約1,293万円となっております。

21ページをお願いいたします。研修費及び被服手当に類似した手当についての他の政令指定都市の補助の状況でございますが、研修費については給与として補助を行っている都市はございません。また被服手当についても、北九州市さんが現物給付として支給を行っている以外は、給与としての補助を行っている都市はございません。なお、被服手当につきましては、新潟市において平成26年度まで類似の補助を措置しておられたとのことですが、新制度の施行を契機に平成27年度から廃止されたと聞き及んでおります。

以上のような内容を踏まえ、この項の冒頭に申し上げたとおり、仮に領収書による精算を行うとしても、補助継続の必要性の合理的な説明が困難になっていると考えておりまして、見直しを行いたいとしたものでございます。

以上で見直しの内容、論点についての資料に沿った説明を終わらせていただきます。

【こども未来局】 恐れ入ります。お時間がもう少しございますので、若干つけ加えさせていただきますと考えております。こども未来局長の石橋でございます。

今、子育て支援部長のほうから、いろいろな論点について説明させていただきました。少しペーパーを離れまして、局のスタンスについてつけ加えさせていただきます。

まず、補助金と市民へのアカウンタビリティ（説明責任）というテーマでございますけれども、冒頭で事務局のほうから補助金の性質についての説明がございました。地方自治法232条の2で、地方公共団体は補助ができると。ただし、その補助について、確定解釈と言っても間違いないと思いますけれども、それが客観的に公益上必要であることが認められないといけないと、行政実例でも逐条解説でも書いてあります。つまり、原資が

税金でございますから、これは気に入ったから補助金を出すとか、これは嫌いだから出さないとか、そういうことではだめで、きちんと合理的に市民が納得できる内容でないといけないということが当然のこととして記されています。ペーパーを離れますが、翻って考えさせていただきますと、今回見直しの対象とさせていただいております補助金というのは、福岡市と直接雇用関係がない民間保育所にお勤めになっている保育士さんたちの給料の上乗せについてです。つまり、我々福岡市が雇用責任を負っているものでもございません。

福岡市はたくさんの委託を行っております。福岡市に実施しなければならない責任があるものはたくさんございます。たくさんありますけれども、委託先である民間の企業や団体の皆様方の従業者に委託料とは別に補助金を出している例はございません。見方によってはそれは異例であることございまして、先ほど補助金のアカウンタビリティーということを申し上げましたけれども、なぜ保育の分野にだけ補助金を支出するのか。例えば、福祉や介護の世界とはなぜ違うのか。こういうことについて明確な説明ができなければ、我々こども未来局としては市民に説明ができないということでございます。

もう一つ、2点目でございます。長時間保育手当が論点になってございます。少しさかのぼりますが、かつて保育所の開所は、9時から5時でした。保護者の立場に立つと、仮に9時にご出勤なさろうとすると、その前に預けないといけない。5時に仕事が終わったとすると、その後に迎えに行かないといけない。これでは実質的に保護者の就労を保障できないということになりますので、福岡市独自の制度として、そういう朝・夕のお迎えの時間をカバーするために、長時間保育実施要綱をつくって、朝・夕の開所時間を延長するという仕組みをつくりました。これが今、問題になっています。

ただ、民間の保育所様のほうにそれを延長してくださいと言うだけでは現実的にはできませんから、そのインセンティブとして長時間保育手当という補助の制度をつくりました。あくまで長時間保育実施要綱を運営するためのインセンティブとしての補助金です。先ほど来、るる申し上げておりますけれども、この要綱を見ていただければわかるとおり、第3条で開所時間を延長します、第4条で時差出勤、つまり保育士さんたちに早出・遅出をしていただかないといけないということになっていて、それは大変なので補助をしましょう、しなければ出しませんという仕組みです。だから、何もしなくてもお金を出します、給料が足りないから雇用主にかわって差し上げますという補助ではないということです。

27年度から、今まで市が独自の制度としてやってきたものは当然包含されまして、全

国的に11時間開所となりました。原則になっております。そうすると、今あります長時間保育というような概念、もしくは長時間保育実施要綱みたいな要綱が、現実的には意味を持たなくなっています。そうであるのにもかかわらず、どういう根拠で市は補助金を出し続けるのか。11時間開所に伴う費用、運営費収入については、国・県・市が税金から負担して、お金を既に出しているわけです。それを説明できるかどうか我々に課せられている。現実的にはかなり困難であると思っております。

さらにもう一点、3点目でございますけれども、研修費・被服手当です。これの補助につきましても、保育所の運営費収入の中にカウントされてございます。先ほど申しましたとおり、他の政令市におきましては補助している団体がありません。福岡市独自の地域性を説明できませんが、福岡市は何で漫然と補助を継続していくのか。他都市と違うのか。これも含めて、同様に税金をお支払いいただいている市民の皆さんに説明できるかどうか問われていると考えております。

以上、そういうことで、子ども・子育て支援新制度が27年度からスタートして、保育の制度が大きく変わりました。こういう制度の改変の時期につきましては、補助金だけではないと思いますが、市の行政についても見直しや再点検をしていくというのは当然のことだと考えてございまして、この委員会でご審議や知見をいただきまして、我々としても市民の皆さんの納得できる制度に、ぜひつくりかえてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。

それでは、そのまま進めさせていただきまして、次は福岡市保育協会様よりご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。時間は20分以内でお願いいたします。

【福岡市保育協会】 私は福岡市保育協会理事長をしております古賀と申します。

私のほうから意見を述べさせていただきます。お手元に資料の4-1と4-2を用意しておりますが、一応4-1を読み上げさせていただく形で私どもの意見書とし、文面に沿って意見を述べさせていただきまして、私たちの思いをいろいろ伝えたいと思います。多少、時間がかかるかもしれませんが、よろしくご配慮をお願いしたいと思います。

はじめに。

今年から子ども・子育て支援の新制度が始まっていますが、この新制度の導入に当たっ

て、待機児童解消とともに、一方の大きな柱として保育の質の充実・拡充がうたわれています。職員の処遇の改善・充実を図り、人材の確保に努めるというのが制度の趣旨です。

今、問題となっている保育士不足・人材確保は、以前から国全体の大きな課題でありました。福岡市においても、待機児童・未入所児童の数が増え、毎年、既存保育園の増改築や新設で対応していますが、保育士不足・人材確保は深刻な問題になっています。平成27年度も新たな保育施設の整備が計画されています。しかし、それに対応する人材の確保については、ままならない状況にあります。福岡市保育協会では、福岡市の指導のもと保育園の職場の環境を整え、保育士の処遇を確保し、優秀な人材が福岡市の保育園に就職するように懸命な努力をしてきました。

そうした中、今年の1月に突然福岡市より、保育士の処遇に深く関係している保育協会補助金の大幅削減が提示されました。削減案の内容は、市から職員一人一人に直接渡されている被服・研修費と長時間保育手当の二つでした。

削減の問題点について述べる前に、手続の問題についてまず述べます。過去にも福岡市からさまざまな提案がありましたが、今回の提案の手法は異常とも言えるものでした。保育協会に対する提案は、文書ではなく口頭によるものがほとんどでした。

また、3月になっても論議は平行線で、私たちは4月からの手当がどうなるのか心配し、市当局に尋ねますと、「予算は組まれている」との回答を得ました。しかし、4月を過ぎ8月の現在になっても、予算の執行は停止したままです。私たちは協議の中で、「協議が調うまで執行をしてほしい。大きな問題なので、1年ぐらいかけてでも話し合っていきたい」とお願いしましたが、市の担当者は首を縦に振ってくださいませんでした。その結果、被服・研修費と「長時間保育手当」を支給できない園が出てきております。

1、ふたつの削減案。

①被服・研修費。

さて、次に本題の二つの削減項目について述べます。被服・研修費は、包括外部監査で指摘されての削減提案でした。監査委員の指摘は、「補助が投げ渡しになっていて、実際に使われているかどうか確認できない」というものでした。

しかし、この補助は現場の保育園においては、研修のための図書やかつぼう着などの購入のために使われているもので、その点をお尋ねしましたところ、監査委員からは「支出の根拠があれば何ら問題ありません」という回答を得ました。したがって、削減の根拠とされていた給与の上乗せになっているという指摘は、この点をクリアできれば何ら問題は

ないことがはっきりしました。つまり、この問題は既に解決済みというのが私たち保育協会の考えです。

②長時間保育手当。

名称について。

次に、「長時間保育手当」について述べます。まず、「長時間保育手当」という名称についてです。これをそのまま解釈すれば、「長時間保育をしていることによる手当」と受け取られますが、実は違います。今から「福岡市長時間保育実施要綱」の第6条を読みます。

「長時間保育手当は、職員が実際に通常の勤務時間以外の時間に従事することに伴う手当としてではなく、職員の処遇改善費として支給される手当であること。したがって、通常の時間外手当としては執行できない」と書かれています。全文は資料をご参照ください。

この条文から、「長時間保育手当」が「職員の処遇費として位置づけられていることがわかりになると思います。しかも、要綱の頭に「福岡市」とついていることから、福岡市が作成したものであることも了解されているでしょう。

福岡市の「長時間保育手当」は、保育士に直接支給されるすばらしい制度です。繰り返しになりますが、この手当は平成6年度から正規の保育士・調理員への処遇改善費として福岡市補助金要綱に明文化されており、新たな保育士を雇用する費用とは違う処遇改善のための手当なのです。しかも、職員一人一人に直接渡す手当であり、この補助の仕方は他の自治体にはない福岡市のすばらしい制度です。

福岡市では、他都市と同じように満額の460万円は支給されていない。

国は、平成12年度より18時以降の延長保育の推進を図ることを目的に、「延長保育促進事業」を制度化しました。そして、朝の7時から18時までの11時間開所をするための基本分費用として、全国の自治体では460万円の雇用費を保育士の配置のために各園に支給してきました。保育協会は福岡市に対して、この平成12年度より制度化された「延長保育促進事業」基本分460万円の補助金支給を長年要望してきました。ようやく平成21年度になり支給されるようになりましたが、全額ではなく、その一部の120万円でした。その後も満額の支給を福岡市に要望してきましたが、実現していません。

ほかの自治体では、既に11時間開所のための職員配置がされており、補助金だったものが公定価格に変わっただけで、既に雇用されているわけですから、今までどおりで新たな雇用は発生しません。福岡市のように問題になることはありません。

このことは、こども未来局長も6月市議会で、「福岡市は11時間開所とするため制度と

しては、政令指定都市としては特殊なものです。長時間保育手当と延長保育基本分が満額でないところで、11時間開所を実施してきたところです」と、満額出していなかったこととお認めになっていらっしゃると思います。さらに、「他都市においては、460万円相当だと思いますが、それがストレートに移行していて、他都市においては、こういう問題はないと伺っています」と、他都市と福岡市の事情の違いについても認識されている発言をされています。

新制度が開始された平成27年度から、福岡市においても他の自治体と同じように満額の460万円が支給され、職員配置が増えることを期待していたのです。市からの長時間保育手当の廃止提案がなければ、職員たちにとっても負担の軽減につながり、大幅な処遇の改善になるはずでした。

保育標準時間認定保育士は常勤保育士である。

内閣府が出している「よくある質問集」の101には、次のように書かれています。「基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士(常勤)等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要がある、これを満たさない場合は指導の対象となります。なお、保育標準時間認定子供が少数の場合で、ローテーション勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要性が低くなる場合には、非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切にご判断ください」。

このように新制度では、新たに保育標準時間の保育士を1名配置することになっています。しかも、常勤の保育士を充てることとなっています。このことは、保育の現場にとっては大変ありがたいことです。まさに460万円は、その11時間開所を確保するために常勤保育士を1名雇用するための経費なのです。これを本来の目的とは違う「長時間保育手当」に充てると、福岡市だけが全国の自治体並みの保育士の配置ができないことになります。

「実態に応じて市町村が適切にご判断ください」の解釈について。

保育標準時間保育士の加配問題について、6月の市議会において、こども未来局長は次のように発言をされています。保育標準時間加配保育士は「1名多く加配を求められているように見えるが、従来からの延長保育を行っている施設については、実質の雇用人数は変わらないとの回答をいただいております。そうであれば、延長保育基本分として平成27年度から増加する額340万円は、各園の判断で雇用の追加や保育士の処遇改善に充て

ることも可能になります」。

まず、新制度になっても「実質の雇用人数は変わらない」と言われていますが、それは福岡市以外の自治体においては、延長保育費の全額が既に出ていたために変わらないのであり、福岡市においては120万円しか出ていなかったのです。120万円で、常勤の職員をどうやって雇用できるのでしょうか。

そこで福岡市は、これも6月市議会における局長の答弁ですが、標準時間認定保育士は「必ず常勤の保育士を充てるということではなく、短時間勤務の保育士を充てることも可能であり、その場合は常勤換算できる」と主張されました。もう一度「よくある質問101」を見てください。非常勤職員とすることができるのは、標準時間認定子供が少数の場合なのです。福岡市の場合、標準時間認定と短時間認定の割合は、97対3です。97%はどう考えても少数とは言えません。「実態に応じて市町村が適切に判断する」という表現を活用しても無理があります。

長時間保育手当の考え方を図で説明いたします。

これまで長時間保育手当について説明してきましたが、なかなかわかりづらいのではないかと思います、今度は図による説明をいたします。資料4—2の3ページをお開きください。

ここにAからDの4つの台形型をした図があります。これまでの福岡市を除くほとんどの市町村で行われていたことをあらわしているのがCです。保育園の運営費は8時間分しか出ていませんでした。11時間開所をしているところには、延長保育基本分として460万円が支給され、460万円分の保育費が、延長保育を実施するために支払われていました。

福岡市がどうであったかを説明します。Aを見てください。福岡市は早い時期から11時間開所をしてきましたが、8時間の運営費で足りない分を平成21年度から120万円、平成6年度から長時間保育手当として200万円を支払ってきたと主張されています。福岡市以外において11時間開所しているところには460万円支払われてきたことはこれまでに何度も話してきました。120万円と200万円を合わせると320万円になります。福岡市以外と比較すると140万円分不足していることは明白です。その部分が白い部分です。

しかし、私たちは白い部分がもっと大きなBであると主張します。長時間保育手当の200万円は雇用費・超勤手当でないため、開所延長のために使えるものではない。200万円を図の中に入れるなら、運営費の上に乗っているとするのが、福岡市がつけられた長

時間保育実施要綱の正確な解釈であると考えております。平成21年度になって、ようやく120万円が支給されることになって、全国に比べ不足していることをあらわす白い部分は340万円になると考えています。

さて、国の新制度を図式したのがDです。全国的に11時間開所になったために、8時間と11時間の境目はなくなりました。福岡市もやっと他都市並みに460万円分の保育士を加配できると思っていたところ、今回の削減案でした。全くその件については納得できません。しかも、さらに問題があります。それは全国的に支払われている460万円は、保育標準時間認定の子どもの比率に応じて変化することです。グラデーションになっている部分は縮むのです。今後、短時間認定の子どもの増加は十分に予想できます。今は経過措置があるため、標準時間認定の子どもの割合が福岡市の場合は97%と高い数値になっていますが、これは大変不安定なものであることを認識しなければなりません。

続きまして、大きな2です。

2、13万3,792人の署名と決起大会。

削減案を1月に提案されてから、5月20日まで11回の市との協議を重ねました。しかし、話は平行線のままで推移しています。そこで保育協会は、子どもを守り、保育士を守るために5月30日に削減撤回要望の決起大会を開きました。約900名の保護者、保育園関係者、市議会議員の皆様方の参加を得て、会は大成功でございました。

そこで発表された保護者の声を、時間の関係上その一部となりますが、ここで紹介をさせていただきます。「仕事で疲れているのに、子どもが泣きやまない日、家での食事を食べてくれない日、仕事と育児の両立がうまくいかず、ストレスで胸が張り裂けそうな日もありました。そんなとき毎日の連絡帳や送迎の際に、「お母さん、今日はこんなことができましたよ、あんなことができるようになりましたよ」と、うれしい報告をしてくれる先生方。息子は発語が遅く、とても心配しました。3歳児健診のとき、保健所から一度耳の検査をしたほうがよいと言われ、療育センターやこども病院に行きました。息子本人よりも私のほうが不安でした。そんなとき先生から、「お母さん、ゆっくり聞いてあげよう。間違っても言い直してあげれば大丈夫」と言われました。どんな小さなことでも見つけ、子どもの変化に気づき、教えてくれた先生方の言葉一つ一つが私たち保護者の支えとなり、喜びとなりました。息子は今年の3月に卒園しました。卒園式を終えた夜のことで。突然泣き出した息子は「もう保育園に行けない。先生に会えない」と言って泣き続けました。卒園して2カ月後、久しぶりに園長先生から電話をいただきました。福岡市保育協会補助

金の大幅削減の話でした。内容を聞き、大変驚きました。保育士の先生は、いつも子どもに寄り添い、子どもの育ちを守ってくれています。先生たちが働きやすい職場であることは、子どもたちにもプラスになることです。それは少子化と言われる今の時代、未来の子どもたちを育てることになると思います」。

私たちは、こうした保護者と一緒になって子育てをしていることをわかってください。

さらに、5月下旬から署名活動を行いました。6月下旬までの約1カ月間でしたが、13万3,792名の署名が集まりました。福岡市の人口が約150万人ですから、福岡市民の約1割近くの方が署名をしてくださったことになります。7月10日には、署名用紙を3箱の段ボールに詰め、市役所を訪ね、要望書と一緒に荒瀬副市長さんに手渡ししました。荒瀬副市長は、「今後も保育協会と協議をしていきます」と答えてくださいました。

大きな3です。

3、福岡市の保育の質を守るために。

今、保育園では職員一人一人が保育の質の向上を目指して、一生懸命日々頑張っています。このような補助金削減は、保育士たちの意欲を大きく損ないかねません。また、今後の求人動向にも影響が出るのではないかと大変危惧しているところです。

今、保育園にとって一番重要なことは、保育の質、そのための処遇の改善・充実、そして人材の確保に努めることでもあります。私ども保育協会は、長年、福岡市の保育行政を保育園の現場から支え、また、市と連携しながら児童の福祉、市民への保育サービスの充実に努めてまいりました。必要保育士の8割は正規を配置するという市のご指導と、市が職員一人一人に直接支給されている手当は、長年、福岡市の保育行政の根幹でありました。福岡市の保育の質を守っていく上で、この正規職員8割と直接の補助を守り維持していくことが、私は今こそ求められていると思います。

施設の整備・拡充が行われても、そこで保育する優秀な人材がいなければ保育園の運営は成り立ちません。保育士たちの仕事への意欲や熱意がなければ、保育内容の充実にはつながっていきませんし、子どもたちへの良質な保育環境を提供できません。保育園は子どもたちが安心して安定した生活を送り、育ち合い、学び合っていくところです。子どもたちがそこで育ち、成長していく姿を見て、初めて保護者の方は安心して働くことができます。また、経験豊かな保育士たちが保育園にいたことが、さらに保護者の方々の安心感・信頼感につながっていきます。

ここで、保育士養成校との信頼関係に大きな影響を及ぼしかねないことを述べます。保

育協会では、毎年6月から7月にかけて学生対象の就職説明会を行っています。そのとき使っている冊子がこれです。資料にも入れてありますが、こういった冊子をつくっております。この中に、採用に当たっての短大と4年制大学卒の給与が詳しく書かれています。その中には被服・研修費と長時間保育手当も載っています。今年度、福岡市内の認可保育園に採用された人は、この条件を見て応募しています。私たちは福岡市の担当者と協力して、保育士の確保のため養成校を訪ね、学生たちに保育園のよさを伝えています。そのとき使ったのが、この「就職案内」でした。私たちはうその情報を流したことになります。養成校とこれまで培ってきた信頼関係が損なわれることを心配しております。しかも、手当の額をきちんと書くことを勧められたのは福岡市でした。

さて、国は今年の2月24日の「全国厚生労働関係部局長会議」において、新制度の公定価格における職員処遇に関連して、こういうことを言っております。「これまで自治体で取り組んでこられた地方単独施策についても、こうした公定価格の考え方を踏まえ、引き続き充実に取り組んでいただくようお願いする」と。国は職員処遇改善・充実は最重要課題だと認識しているからであります。今回の福岡市による処遇改善費の削減は、こうした国の動きに逆行しています。私たち保育園の全国組織、保育3団体でもこの点を重く受けとめ、7月23日付で要望書を提出しております。

最後になりますが、この職員処遇改善費の削減は、人材確保、保育士不足に重大な影響を与え、現在、働いている職員のモチベーションの低下を招くということを再度強調して、私からの意見を終わります。ありがとうございました。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

それでは、今、未来局様、保育協会様からご説明いただきました。ここで協議といいですか、質疑に入るわけですが、長時間にわたっての説明を受けましたので、一息入れさせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。じゃあ、5分間、28分ぐらいから始めさせていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございましょうか。5分間の小休止させていただきます。よろしくお願いいたします。

(休憩)

【針塚委員長】 それでは、皆様おそろいになったようですので、会議を進行させていただきますと思います。

それでは、協議、質疑に移らせていただきます。

その前に、本委員会の業務は、協会補助金の検証でございます。したがって委員の

皆様には、福岡市こども未来局、福岡市保育協会様それぞれの意見を踏まえ、現補助金制度の課題などを含め、ご意見をいただけたらと思います。なお、委員の皆様には、こども未来局、保育協会様のどちらにお尋ねをしたいか述べていただき、質疑を行っていただければありがたいと思います。

また、こども未来局、保育協会様におかれましては、それぞれの委員の皆様から質疑があった場合は、その内容についてご発言いただき、委員の求めなくご発言がないようお願いしたいと思います。委員への質疑ではございませんので、その辺よろしく願いいたします。

それでは委員の方々、どなたからでも結構でございますので、よろしくお願いいたします。どうぞ。

【櫻木委員】 櫻木でございます。

2点ほどあるんですけども、1点は、今回提示していただきました第1回委員会に係る追加資料、参考資料の2でございます。こども未来局に質問したいんですけども、この公定価格の箇所、9ページですか、これは新制度の公定価格の表になっているかと思います。この9ページの中ほどの右側部分は、全体として基本部分と加算部分の1、それから加算部分の2等があるかと思いますが、調整部分というのがあって、調整部分の中に「定員を恒常的に超過する場合」という項目があります。これは減額になるということだろうと思うんですけども、前回の資料を見せていただきましたら、認可定員よりも実際の入所児童数のほうが多いという傾向があらわれていたかと思います。こういった状況が今後生じ得るのかどうかということですね。もしこれで減額されるということであれば、新制度の趣旨を損ねることになりますし、その辺の状況がどうか。27年度、当年度が最初の年なので、この調整が生じるのは平成29年度からということになるんでしょうが、現状から見てそういう可能性があるかどうかという点について何か情報がありましたら、次回の委員会で結構でございますので、教えていただきたいと思います。これが1点です。

もう1点よろしゅうございますか。

【針塚委員長】 1点ずつ、先生よろしゅうございましょうか。

では、未来局でよろしゅうございますか。

【こども未来局】 総合調整担当の福嶋と申します。

今委員言われたとおり、定員以上に入れていれば、2年間、24カ月で定員の120%以上入れていたら減額が始まります。起点は、今委員が言われたとおり、今年の4月から

でございます。ですから、始まるとしたら2年後。

ただ、福岡市の場合、非常に待機児童が多うございまして、その関係で他都市とちょっと違う面がございまして、定員より広く園舎を建てていただいております。そういう関係で面積的余裕がございますので、保護者のために待機児童を少しでも減らすために、現在定員より多く入れていただいている園がほとんどでございます。

以上でございます。

【針塚委員長】 よろしゅうございましょうか。

【櫻木委員】 はい。

【針塚委員長】 じゃあ、どうぞ2点目。

【櫻木委員】 2点目は資料2-1の6ページです。先ほどこども未来局からご説明いただいた、保育協会が各保育所に配分する補助金ということで、6ページに記載されております②、③、④が見直し協議中というお話でございました。どうして見直し協議中かという、支援新制度の運営費に移行して含まれるということが主な理由だろうと思いますが、それ以外の項目はないのか。

例えば10ページに、入所児童の処遇改善に要する費用（職員雇用費）というのがあるんですけども、例えば④の主任保育士の業務改善費ですとか、⑤の年休等代替職員雇用費、それから、⑦の週休代替職員雇用費、こういったものは、その支援新制度の公定価格の中には含まれないということでございますね。もし含まれるとすれば、この補助金は残存することになって、二重に補助するという形になるのではないかと感じられるんですが、その点、平成27年度が支援新制度の初年度でございますので、こういった点を含めて、ゼロベースで見直されることが必要ではないかと考えます。

【針塚委員長】 未来局さん、よろしゅうございましょうか。どうぞお願いします。

【こども未来局】 総合調整です。

先ほど委員言われましたとおり、運営費の中と福岡市が補助を出している分で重なるところが少しあるんですが、今回協会さんで見直しをお願いしているのは、明確に運営費と重なる分についてです。ほかの分につきましては、国が運営費の試算の全てを明確に公開しておりませんもので、なかなか難しくて、保育士さんをそれだけ雇っていただければ、子どもさんたちの処遇改善にも寄与するということで、従来からずっと補助していた分については、今回の見直しの対象にはしておりません。

以上でございます。

【針塚委員長】 よろしゅうございますか。

【櫻木委員】 関連してもいいですか。

【針塚委員長】 はい、どうぞ。

【櫻木委員】 済みません、今のに関連しまして、今の資料の6ページでございますけれども、この見直し協議中の3項目の補助金は、運営費に移行すれば国と県と市で分担するという形、税金で負担するという形になろうかと思うんですけども、このまま残存するということになる、これは全額市の負担になる、市税の負担になると考えてよろしいでしょうか。

【こども未来局】 おっしゃるとおりです。

それと、先ほど2点目の質問に対して、私のご説明が少しあれだったかと思しますので、もう1回補足させていただきます。

ご指摘の分につきましては、まず12ページの主任保育士の分は、国の運営費の対象外の私立保育所を対象とした助成でございます。それから、次の13ページにつきましても同様でして、国の運営費の対象保育士の分を除いた分を対象としている助成でございます。ですので、運営費と重なる部分はございません。

以上でございます。

【櫻木委員】 ありがとうございます。

【針塚委員長】 ありがとうございます。

ではほかの委員の方。どうぞ、松山委員。

【松山委員】 市民に対して説明するという観点で言うと、補助金のルールを細かく議論しても市民には理解しがたいと思います。では何を市民に説明すればいいかというと、今櫻木委員からご指摘あった6ページに、問題になっている研修費と長時間保育手当、被服手当の合計約5億円とあります。国の運営費の増額がなく単純にこの5億円がなくなってしまうと、福岡市にある保育所の経営が全く成り立たなくなるのかを、まずマクロ的に検証して市民に説明する必要があると思います。

これを検証するのは簡単です。第1回目の委員会資料の29ページに平成25年度決算の状況というのがあり、1保育所当たりの平均の経常収支差額は黒字が520万円です。保育所の数は約200ですから、保育所全体で年間10億円の黒字が出ているということです。したがって、今回問題になっている補助金5億円が全部消えてしまったとしても、保育所全体では黒字を維持できます。そこに国の運営費増額が加わり、全体では従来より

増収になるわけですから、年間黒字１０億円が減るとは思えません。

それから、前回の委員会ときに申し上げましたけれども、保育所の収支構造を見ると、黒字額よりも補助金のほうが大きい。つまり黒字の源は全額税金なのです。かつ、前回の資料の３０ページには累積繰越金が８９億円とあります。ということは、仮に補助金が５億円全部なくなっても、実は、１８年近く全体では財源がある。この８９億円の源も全額税金です。しかも、繰り返しになりますけれども、国からの運営費は増えるわけですから、この繰越金が減るとは思えない。これは、今年度の決算、来年度の決算で明らかになるはずです。

そもそもの議論でありますけれども、協会さんのお話伺っていて私がちょっと疑問に思うのは、研修費とか長時間保育手当、被服手当、それから、さっき他の委員がおっしゃった１０ページに並んでいるいろんな費目、これは、補助金があろうがなかろうが経営者としてそれをどうやって支給するかを考えるべき項目であって、そこに補助金がついているという位置づけではないかと思います。補助金がないとそれを支給できないというのは、経営者の発言として不思議な感じがします。

以上です。

【針塚委員長】 じゃあ保育協会様、今の問題についてよろしゅうございましょうか。

【福岡市保育協会】 私どもの主張といたしましては、今意見書で述べさせていただいたとおり、現状から削減される話については、それは国から増えるからいいじゃないかとかという話になるんですけれども、さっき言いましたように、国の出している運営費というか公定価格の中に積算されている内容とは明確に目的が違うと思っておりますので、増えた分でこの長時間手当を補えばいいとかいうことではなくて、その分というのは、さっきも言いましたように、全国的に１人の常勤を配置する費用だということで定義づけがされている国の基準だと思っております。それについては明確に市も対応していただきたいというのが、もともとの基本でございます。

職員処遇の直接１人あたりに支給されているものについては明確に趣旨が違うわけですので、これはこれで、私どもは別な意味で職員処遇の改善というのを市にすごく願う立場ですから、これ以上下がると、私どもとしては、人材の確保とかそういう問題に関して、さまざまな支障が出てくると思っております。

ということでよろしいでしょうか。

【針塚委員長】 どうぞ。

【松山委員】 繰り返しになりますが、それは経営者の責任放棄だと思います。国や市の補助金の名目がどうであろうと、トータルの財源の中で職員の処遇をどうやって改善するかを考えるのは、経営者の仕事です。

ちなみにですけれども、福岡市のこども未来局さんのホームページの中に、社会福祉法人の現況報告書及び財務諸表というのがあって、これで保育所を経営している社会福祉法人等の業績がわかります。ここに出ている財務諸表、131法人のデータを見ると、131のうち赤字が44法人、黒字が87法人です。黒字87法人のうち、黒字率が0%から5%の間が45法人、5%から10%が25法人、10%から15%が16法人、20%以上が1法人となっています。この数字を見る限り、今回の補助金が改正されて、市の負担が減って国から追加のお金が出てくるということを総合判断したときに、社会福祉法人の経営が大きく揺らぐことはあり得ないというのが私の印象です。

【針塚委員長】 ご質問ですか。ご意見？

【松山委員】 意見です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。ではほかに。どうぞ、甲木委員。

【甲木委員】 甲木から、何点かにわたるかもしれませんが、とりあえず1点ずつ聞いていきます。

まず大前提として、各保育士に支給されている給与の給与明細は、ここに出てくる研修費、長時間保育手当、被服手当のそれぞれの項目に金額が入るという形で支給されているんですか。そういう前提だろうと思ってずっと聞いてはいるんですけれども。この点を保育協会からお願いできますか。

【福岡市保育協会】 そのとおりです。

【針塚委員長】 よろしいですか。

【甲木委員】 そうすると、済みません、引き続きで、これは双方にということになるかもしれないんですけれども、長時間保育手当というのが非常に意味がわからない手当になっていまして、もともとこれをつくったときには、保育所の開所時間を2時間ずつ増やすためにつくった手当だということからすると、一般的に考えれば、そのときには要は当然4時間分毎日毎日増えるという話なので人手が足りなくなるので、何らかの形で人を増やすか、保育所の保育士の勤務時間を長くする、場合によっては時間外にやってもらうという形にならざるを得ないはずなんですけれども、説明の中では、この長時間保育手当に関して、時間外の手当ではないという建前になっていて、なおかつ既にいる各保育士に

加算で払われているという話になっていて、どう考えても話が合わないんですよね。普通に考えれば——普通に考えればといいますか、保育士ごとに払うんだったら、保育士の勤務時間が増えるからその分払っているとしか見えないし、そういう名目にしか見えないのに、そういう手当ではないという説明の仕方がずっとされている。

ここの部分について、特に現実的に保育時間を長くしたときの状況として、保育士を増やす形で対応したのか、各保育士の勤務時間を延ばす形でやられたのか、そのあたりは一体どういう形になっているのか。それがわからないと、今回の改正で人を増やす必要があるのかないのかも含めてよくわからないものですから、そのあたりを説明いただければと思います。

【針塚委員長】 両方の立場から伺いますか。

【甲木委員】 はい。

【針塚委員長】 じゃあまず、こども未来局さんからお願いいたします。

【こども未来局】 こども未来局が出しております資料の3の5ページを開いていただきたいんですが。協会のほうでいいますと、資料4-2ということになります。

この長時間保育手当の変遷を再度説明させていただきますと、勤めているひとり親もしくは両親が9時から5時の保育時間では勤務に支障があるということで、福岡市では他都市と違いまして、昭和45年当初、7時半から夕方18時まであけていただくことにしました。それは、9時から5時まで勤務してありました保育士さんの時間外勤務手当、すなわち朝1時間半勤務していただくなら1時間半分の時間外勤務手当、もしくは、ほかの方が夕方勤務していただくなら1時間の時間外勤務手当を補助金で出します、それをお願いしたいということで始めておりました。

ところが、そうこうするうちに、時間外勤務手当ですと出る方と出ない方とかいろんなことがありまして、みんなで協力してこの11時間開所をやっていくということで、協会の資料4-2の1ページに書いてあって、私どもの資料には書いておりませんが、その手当の見直しを平成6年に、時間外勤務手当から長時間保育手当という、私どもの要綱に書いておりますとおり、職員の時間差勤務、すなわち朝7時から出てきていただいたら昼過ぎには帰っていただくという8時間勤務をしていただくことで、11時間開所をお願いするということを始めました。その関係で、本俸の6%程度、これは朝早く出ますので特殊勤務手当的な要素ということをお願いしておりました。

うちの資料にも書いてありますが、国が平成12年に、11時間開所の事業者に対して

は460万補助金を出しますので、人を雇って朝2時間、夕方1時間をやってくださいということで制度をスタートしましたが、うちは従来からそういう交代制勤務でやってもらっておりまして、その国の制度は活用しておりません。

それで、平成21年に、先ほど協会から説明ございましたけど、協会から人の雇用費をもう少し国の制度で出していただけないだろうかということでしたので、プラス120万の補助金を新たに追加しまして、21年度から26年度までは、その長時間保育手当の約200万と基本分の120万でやってまいりました。先ほど委員の方から言われましたけど、27年度に新制度が始まりまして、全国11時間開所が原則になりまして、国の平成12年度からの補助金も全部が運営費に含まれましたので、うちも見直しをさせていただきたいということです。

以上でございます。

【針塚委員長】 では、協会さんからお願いします。

【福岡市保育協会】 はい。今、福岡市長からおっしゃったとおり、確かに昭和45年の段階では、時間外手当あるいは人を追加して雇うという趣旨で、延長保育をやるためのお金があったんですけども、先ほど部長からありましたように、平成6年の段階で、正職員について、市がつくられた給与表の号俸に基づいて上乘せするという形に完全に変わっております。

確かに、正規職員は朝出あるいは遅出、早出をやりますけども、実態的に遅出、早出をやったことに対して幾らとか、そういったものでもございません。ですから、この前、保育士会からこの点に関して、「ご苦労さまという手当としてもらっています」という意見があったとおり、職員も給与の上乗せ分としてもらっているという意識しかないし、我々も平成6年からは給与の上乗せ分のお金になったと認識しております。

そして、先ほど説明がありましたとおり、平成12年から、延長保育に当たって保育士を1人以上雇うためのお金として460万円を国が出すことになりましたので、うちとしても、そのお金をきちんと手当していただかないと、ずっと保育園で今まで歯を食いしばってやっていた、余計に人を雇っていろんなお金を融通してやっていたものが、やっと国が12年からやってくださったので、私どもも同じようにしていただきたいとずっと言っていたんですけども、平成21年までは全く顧みていただけませんでした。やっと平成21年になりまして、じゃあその460万円の中の120万円だけは出そうと市が言っていたので、120万円いただければ非常勤の賃金職員を雇えるんだなと。補助の報告書に

もそういった形で、Aという賃金職員を雇って120万をこの人に出していますと記載しています。

我々が出させていただいた4-2の資料の右側にそういったことが書いてあるんですけども、市の見解としては、5カ園が10時間半の開所を行っている。さっき出しましたが、長時間保育手当をもらう要件というのは11時間あけていなくてもいいことになっておりまして、その5カ園は10時間半あけておられたと。国と同様に基本分を460万とすると、補助金がここはゼロになるので、市としてはちょっとまずいということで、長時間保育手当とその後から出した120万合わせて何とかやってもらおうということだったんです。それで、市は「協会と協議して」と最初言われたんですけども、その5カ園のためにほかの園が460万引く120万の340万を放棄したなんていうことは一度もございませんで、平成27年の3月11日の市と協会の協議のときに、当時部長であられた松本部長が、「こういったことは実際なかったのだからこれは撤回する」と言っていただきました。以上です。

【針塚委員長】 甲木委員さん、よろしゅうございますか。

【甲木委員】 はい。

【針塚委員長】 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

【木村委員】 木村でございます。

先ほどいろいろ出ていますけれど、以前から国のほうにあった延長保育推進事業補助の460万、福岡市では平成21年からそのうち120万だけを使って、長時間保育手当とあわせて行ったという理解でよろしいんですね。

これはこども未来局さんに伺ったらいいのかな。そのうち、この延長保育推進事業補助の基本分の120万のうち、人件費というのはどのぐらいと考えていたんですか。前回資料で大体7割とか8割と書いていますが、そういう7割とか8割が人件費と考えてよろしいのでしょうか。

【こども未来局】 この延長保育推進事業の120万は全額が人件費です。

【木村委員】 じゃあ、国がやっているこの460万も全額人件費なんですか。

【こども未来局】 そのとおりでございます。

【木村委員】 私は全額人件費じゃないと誤解して最初計算していたので、済みません。全額人件費ということは、単純に考えると、今度の新制度では、この200万を引いたとしても保育所さんの手取りは140万増えるんですけど、その根本的な問題についても

う一度、済みません、保育協会さんからお願いします。単純に増えるんじゃないかという素朴な疑問なんです。

【福岡市保育協会】 我々が出しました資料４－２の３ページ、この台形のところをごらんください。これです。ここに四つの図を記しています。Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄと書いているところですね。これに大体、今論議されている内容が図式化されていると思います。

現行の——現行というのは３月まで、２６年度までですけれども、保育園の運営費というのは８時間分なんです。それを１１時間にすることで、ここに出ているような形で、延長保育の基本分と長時間保育手当２００万円が今まで出ていたわけです。４６０万という数字が今ずっと出ていますけれども、これを足し合わせても実は３２０万で、全額出ていなかったことはおわかりですね。全額は出ていなかったんですよ。

さらに、保育協会としては、この長時間保育手当というのは、要綱にも書かれているように、我々の手当として上乘せられていたものであると。これは条文を読み上げてご説明しているとおりです。Ｂの図を見れば、この緑の部分というのは実は上に上がっていて、実は全国では４６０万出ていたのに１２０万しか出ていなかったということは、その差額の３４０万は、当然出るべきところが出ていなかったと考えるのが一番じゃないかなと思います。

それで、一番下の新制度のところは、今年度から４６０万出ますよと言っているのですが、この４６０万というのは非常に不安定な数字なんです。これは、保育標準時間の１１時間の認定を受けた人が１００％いけば満額支給されます。まだそういうことはないと思いますけど、極端な話、５０％になれば２３０万円になってしまうんですよ。どこからそのお金が出るんでしょうか。現在も９７％ですので、既にこの４６０万という数字は縮んでしまっているというところを見ながら、この四つの図を考えていただきたいと思います。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

ところで、今ちょうど予定した１５時になりました。まだご意見がいろいろとあるようでございますので、もうちょっと延長させてください。

【松山委員】 飛行機の時間が。

【針塚委員長】 そうですか。わかりました。

【松山委員】 済みません。

(松山委員退室)

【針塚委員長】 それでは、ほかの委員さんいかがでございますでしょうか。もうちょっと

ご意見ございますれば。

3時半がここの限度でございますので、それをめどに続けさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【針塚委員長】 ではどうぞ、納富委員さん、お願いいたします。

【納富委員】 納富でございます。

こども未来局さんが出されました、12ページ、13ページ、14ページの理論値、運営費の収入の比較について質問なんですけれども、この試算を見られて、どう感じられるかを質問します。

【針塚委員長】 今のご質問はよろしゅうございますか。こども未来局さんのこの資料、ご説明について、どんなご感想あるいはご意見を持ったかというご質問です。

【福岡市保育協会】 私どもはこれを初めて見させていただくんですよ。というのが、実は我々の資料の4-2というA3のほうの資料の9ページに出させていただいた資料が、今まで11回議論していたときのベースになっています。

9ページをあけて見ていただきますと、長い表みたいなのが二つ載っているんですが、上の表を最初に市におつくりいただいて、A、B、C、D、E、100人、120人、150人、200人、280人の場合それぞれを平成26年と27年を比べたらどうなるかという資料です。それによると、Gというところで、大体400万から340万ぐらい各園増えますよという説明がございました。それに対して我々としては、この数字の整合性は、先ほど市からお配りいただいた公定価格表の単価表を積み上げて確認させていただいたので、前提があるんですけども、その前提であれば我々の認識も同じなので、ここまでは増えると考えております。

ただ、その下の表が2段になっていて、1段目のGというところまでは、まさに市がおつくりになったそのままの表を載せさせていただいているんですけども、それに例えば、先ほどちょっと出ましたけども、短時間利用の子どもたちが30%になったら幾ら減りますかということがあります。例えばAの100人定員のところは420万増えると言っているんだけど、30%になったらどうなるかという220万減る。この金額は、市と単価表に基づいてチェックしたものなので、市にもご理解いただいているものでございます。

さらに、うちとしましては、保育協会作成資料の加算部分について、幾つか市が挙げておられる項目を分析したものを挙げているんですけども、市が最初おつくりになったもの

は、4月時点の運営費を12カ月掛けたので、27年には冷暖房費が入っているんですけども、26年は、採暖費というのは10月から3月しか入らないので入っていないとか、あるいは、機能強化推進費加算というのは、26年の段階では補助金で15万出ていたんですけども、それは6月ぐらいにならないと出ないというか申請できないので入っていないとか、もろもろあります。

さらに、一番下に書いておりますのは、土曜日は余計に2時間あけるようになったと。市は、福岡市以外のところはみんな土曜日にも一応原則的に6時まであけておられたんだからとおっしゃるんですけども、実際職員の雇用は、26年までは土曜日は4時開所でしたしか雇っていなかったんですよ。それが急に、新しくなったから2時間延長しなさいと言われて、2時間延長するとどうなるかという、当然延長保育やっているところは、それからさらに1時間、2時間延びてしまうんですよ。26年の支出は、その分がどうしても増えざるを得ないという側面がありまして、400万から340万ぐらいあると言われているお金というのは、いろんな要素が加わると非常に危ういものだという認識を協会は持っております。

以上です。

【針塚委員長】 納富委員さん、どうぞ。

【納富委員】 ありがとうございます。

じゃあそれに対しまして、こども未来局さんの見解をお願いします。

【こども未来局】 私どもいたしましては、まず1点、協会の資料の9ページに、新制度の公定価格が標準70対短時間30になるとこれぐらいになると示されているんですが、実質今年度、4月1日に入所調整が終わりまして結果的に97対3で、協会の予想は短時間が10倍くらい多かったということで、そんなに減ることはないということです。

それから、土曜日が今まで4時だったのが18時までになりますよということなんですが、二つ要点がございます。運営費というのは、去年まで8時間保育、すなわち9時から5時まで、月曜から土曜まで運営費が出ております。たまたま福岡市は土曜は4時で閉めておりましたが、逆に言えば1時間分は従来からずっと出ていたということと、あわせてまして新制度で、月曜から土曜日まであける中で、休憩とかいろんな保育士対応、この土曜日のとかいろいろ要りましょうということで、年間通して3時間分の非常勤保育士の雇用も出ております。

そういういろんなもろもろの要素が出ておりまして、平成27年の公定価格は増えてい

るということで、協会とお話しするときは、自分たちの知っている園の例を用いると余計わかるでしょうということで、園名は出しておりませんがそういう数字をお示ししています。

今回出させていただいているのは、全部シミュレーションをしております、どこも赤字になっておりません。国が出している90人のモデルケースと、福岡市の園の平均の150人、それと、もう少し多い200人ということで、三つのケースに絞らせていただいておりますけど、冒頭に部長が説明しましたとおり、どこの園も増えております。

以上でございます。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

【こども未来局】 ちょっと補足をよろしゅうございますか。

【針塚委員長】 はい。

【こども未来局】 私どもの12ページの資料と、今の協会様が出してある9ページの資料の比較を言われたんですが、9ページの左上の表は私どもで最初につくらせていただいた表でございます。これのときは、議論の端緒のときの資料でございますので、4月分を12倍しております、先ほどおっしゃったようなものが入っていないとか、差し引きをいたしますので、もとのほうが小さくなると差が大きくなるじゃないかというようなご指摘をいただいております。

今回、12ページで出しました資料につきましては、26年度は支給実績でございますので、年間を通して確実に出た実績でございます。なので、6月からとか年末にしか出ないということも含めて全部含めております。27年度の理論値につきましては、資料の説明のときに申し上げましたが、そういうような紛れがないように、新しい加算のうち、雇用費が新しく出るとか、あるいは、要件が定められているので、ほとんどの場合は出るんですが、出ない部分もありますので、そこはあえて外させていただいて差額を出させていただいたという計算になっておりますので、よろしくお願いいたします。

【針塚委員長】 ありがとうございました。どうぞ。

【納富委員】 ありがとうございます。

それでは、こども未来局さんのその97対3の公定価格に対してリスクを考えておられる保育協会さんは、この見解についてどうお考えでしょう。

【福岡市保育協会】 今のことに對してですけれども、私どもが出している資料4-2の8ページ、ちょっと枠が小さくて見えにくいんですが、保育協会の見解という赤い字で書

かれた大きな枠の右上のところに、27年4月1日現在というデータがあります。この保育短時間の認定のパーセンテージは主に新設園で、我々既存の園は、先ほど再三97対3とおっしゃっていますが、経過措置として、短時間の認定を受けた保護者でも希望されて標準時間になっている方が今年は非常に多いんですね。実際にこの表を見てみると、やっぱりこういうのが出てきております。50%と。そうすると、公定価格の上乗せになった分が半分になるわけです。さらに、27%、17%、12%ということで、実はこの12%の1カ園は私の園なんですけども、私の園は、九州大学の留学生が非常に多くて、留学生の場合はどうしても短時間認定が多いんですね。ただ、短時間認定をして、園が決めた8時間を超えると延長保育になりますので、その負担がかかるということで、今年、私の園ではかなりの数の保護者が、希望によって短時間認定から標準に変えています。実際そういうことがあるのは事実で、この表どおりの価格、単価が園に入っていないこともあるということです。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

よろしいでしょうか、納富委員さん。

【納富委員】 はい。

【針塚委員長】 どうぞ、浏野委員。

【浏野委員】 それぞれ、未来局の皆さん、それから保育協会の皆さんのお話を今日聞かせていただきました。私も保育園を今年から始めて、幼稚園ベースで今まで物を考えていたんですけど、夏休みがない、そして、保育士さんたちが汗をかいて子どもたちを見ているその姿に、ほんとうに頭が下がります。経営者としても、夏休みがあることで、自分も研修に行ったりいろんなことができていたんですけど、認可保育園をすることになると、園がどうなっているか毎日気になって、なかなか精神的にも休めないということも実際にあるので、先生方のご苦勞にほんとうにお礼を申し上げたいと思っております。

ただ、先ほどから聞いている、試算で30%になった場合ということで、ここで200万程度のお金が足りなくなるんだという話なんですけど、実際に平成27年度スタートして、今日出席の先生方の中に、間違いなくうちの園は収入が減ったんだという園がありますでしょうか。それを最初に聞かせていただけたらと思います。

【福岡市保育協会】 97対3は福岡市の平均で、今、後ろで言った彼なんかのところはそういったことで短時間が多かったりとかありますけど、本年度は、新制度に移る経過

措置とかあって、本来短時間でもいいんじゃないかという人が申し出れば標準時間、長時間になるというようなことで、そのパーセンテージがものすごく増えています。でも、年を追うに従って、その辺の査定基準とかはだんだん下がっていくんじゃないかなと思います。7対3ぐらいというのが、厚労省で言っている目安の水準で、ここでは一応7対3という一つの例示を出させていただいております。

【荏野委員】 国のことじゃなくて、現実問題どうでしょうか。

【福岡市保育協会】 済みません、ちょっとずれていたような気もしますが、理事長がおっしゃっているのはほんとうのことで大事なことですけども、減ったか増えたかというお尋ねでいくと、まだ減ったという印象はありません。

ただ、根本的な問題は、先ほど委員からご質問いただいたように、460万をもらって我々何しようかという、ほかの都市がやっていたように職員を増やして……。今おっしゃったように、保育士がほんとうに大変なんです、いっぱいいっぱいやっていて。ほかのところは、まだ職員を1人以上余計に張りつけていたんですよ。それをやれると思って雇ったりしているんで、収入は増えると思うんですけど、支出も増えてしまっていて、トータルでどうなるかという、ちょっと不安なんです。

委員がおっしゃるご質問に対しては、減ったところはほとんどないと思います。ただ、理事長もおっしゃるかなと思って聞いていたんですけども、例えば、460万の保育標準時間の保育士を優先的に張りつけていかないとほかの加算が全く取れない制度になっているので、それを理事長のところでおやりになったら、障害児のお子さんが何人かいらっしやっただけでも、その保育士さんがカウントできなくなってしまったとかいうこともあります。いろいろな問題があって、先生のところもそうだと思うんですけども、まだ混乱して、増えるんだけど、ほんとうに収入と支出で考えたときに帳尻が合うのかと、不安に思いながら日々やっているような状況でございます。

【荏野委員】 多分合うと思います。心配されなくても、幼稚園と保育園とは随分違いますので、そんな点ではいいのかなとは思ってはいるんですけども。

【福岡市保育協会】 増えるのは間違いなくて、福岡市の場合は増えるんですよ。他の都市では、国の補助事業として460万というのが出ていたわけですから、その分、市が出していただいていた120万をマイナスして340万ですか、その分はだから……。97%ですから460万は正確ではなくて、450万とかになるんですけども、その残りの三百三、四十万というのは、確実に増えます。

ただ、国のFAQでも明確に言っていますように、いわゆる常勤保育士、我々のところでも本来であれば正規の職員とかを配置したかったんですけども、この4月当初はなかなかそれは無理がある、短期間ですぐ雇用できないとかというのがあって、常勤の保育士の誰かいればということでやっているんですけども、正確に言うと、460万以下の費用というのは、それに充てるための枠づくりの人件費、人を配置するための費用ですので、それは余ったりするものではないと基本的には思います。

ですから、収入としては増えますが、収支については、その辺の園の費用の出し方ということになると思います。

【**渕野委員**】 ただ、新制度は随分ややこしい制度でもありますので、よく考えて今年1年間検証しながら、どこがまずいのかというのは現場の先生から声を出していただかないと国も動きにくいかなと思っています。そういったことも含めてですけど、ただ、先生の雇用に関して、保育士さんの雇用に関して、常勤それから非常勤をどうやってうまく使って、1人は難しくても非常勤の人を雇ってそこでローテーションする。さっきの土曜日の問題といったことも、土曜日だけ来てもらえるような近所の人を雇ってみるとか、そういった工夫がかなり要るかなとは思っています。今までみたいにはいかないのは事実かなと思います。それが一つです。

それと、未来局からのお話のように、補助金の性格といいますか、そういうものはきちんと考えておかないといけないと思います。補助金、皆さんの税金を有効に使うということを保育園の人たちも考えないといけません。そのためにどうするのかを考える際は、教育、保育の質を向上させるために新制度ができていますから、そのためにどう先生方は力を入れて、もらった補助金をどう生かしているのかというのが問題になると思います。どうしても数字ばかりに追われているので、その辺のところが見えづらい。何のために質を向上させるのか。保育士の質が上がれば、子どもの教育や保育の質も上がってくる、子どもがいい子どもに育つんだということになっていくと思うんですね。

そうなったときに、協会として、福岡市の子どもたち、今預かっているゼロ歳からの一人一人の子どもたちに対して、どんな思いを持ってどんな子どもに育てたいのかという、その育てる目標の子ども像というのを何で言わないのかなとちょっと思ったりしましたので、それを聞かせていただきたいと思います。

【**針塚委員長**】 よろしくをお願いします。

【**福岡市保育協会**】 すばらしい指摘をしていただいたと思います。子どもたち一人一

人がどういう子に育ってほしいと願っているかという協会のビジョンみたいなものだろうと思います。

さっき数字の話が出ました。誤解を招いてはいけませんので、まずそこを押さえさせていただきたいと思いますが、黒字とか利潤とかいうようなお話については、私たち保育協会は、社福ですけども、利潤とか黒字とかという捉え方はしていなくて、このお金は子どもたちのために来たお金ですから、当然子どもたちのために最後の1円まで使うというのが我々の考え方です。それが、黒字とか利潤とか配当金という形じゃなくて、各種積立金という形になっています。

今回一番わかりやすいのは、待機児童ゼロというのが福岡市は2年前に達成できたと思うんです。それは、自然的にできたことではなくて、福岡市と保育協会が、1人でも福岡市民の子どもたちに行き届いた保育ができるように、受けられるように、みんな平等よねという考えのもとにそうなったわけですけども、でもそれはどういう形になったかという、それぞれの保育園が、施設整備、あるいは建てかえ、増築、いろんな形で出資しました。そのお金というのは、さっきお話がありましたけども各種引当金、積立金等で、淨財としてお預かりしているお金であって、それがやっとそのときに使えたわけです。

ですから我々の考え方としては、いただいたお金は、子どもたち一人一人のためにしか使わないというのが保育協会のポリシーだと思います。

もう一つ、保育の質の問題のところ、これは保育協会がどんなふうに子どもたちの保育を考えているのかということになると思いますけども、福岡市の子どもたちはみんなとても大切な宝物です。一人一人の子どもたちが行き届いた保育で、ちょっと乱暴な言い方かも知れませんが、いい子に育てもらうためには、それなりの人的環境、物的環境を備えなくてはならないと思います。そこで問題になってくるのは、我々は、保育の質は職員の処遇の質だと思います。ベテランの先生もいれば若い先生もいればということがまず一つあって、ベテランの先生が安心して働き続けられるような給与の上乗せ等のことも考えなくてはならないと思いますし、もう一つは、子ども一人一人に行き届いた保育をするためには、1人でも2人でも多くの職員を配置することが、保育協会の子どもに対する責任かなと思います。

基本は、福岡市の子どもたち一人一人を大切にお預かりし育てていこうというのが福岡市保育協会の考えであって、そのために必要な部分に関しては福岡市と共同でいろんな形で要求をしていこうという考えのもと、今回こういう話になっているんだろうと思います。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

【福岡市保育協会】 追加で、この前の1回目から問題になっていました職場の環境というのは大変大事だと思います。

それで、私は、今回の新制度に期待している部分と、今ちょっと裏切られているような部分があります。1人増えるじゃないか、とてもいいことだということなんですが、そのあり方のいろいろな見解については、何度も話しましたが、平行線です。でもそこで私が願っているのは、この人が来れば保育園はもっとよくなるな、そしてそれで、先生たちの環境が非常に整ってくる。1人増えると全然違います。

よく、見学に来られる人が朝の様子を見て「大変ですね」と。「そうなんですよ。ここにもう1人職員いたらどんなにいいものができるか」と言います。ものすごく納得されます。それを私たちは望んでいます。そういうものがやっとなるようになった、1人入ることによって職場の環境は、さらにまた働きやすくなっていくと思います。そう私たちは願っています。新制度というのはそこを実は狙っていたと思います。

私は、国のいろんな研究会で話を聞きます。そのときに国の委員の人は、「新制度というのは、先生たちの処遇を何とかしたい」と。そういうことを聞くたびに、何か福岡市と違う空気が流れているなというようなことを感じております。我々の願っているのはそういうことです。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

【湊野委員】 最後に一つだけ。

【針塚委員長】 どちらにですか。保育協会さん？

【湊野委員】 協会さんと、それから未来局さんにも関係があると思いますが、新制度と重複しているものについては、申しわけないですけどやっぱりきちんと整理をしてもらって、そこはちゃんと納得していかないと、二重に支払うということはよくないと個人的には思います。私の市もそこら辺は明確に、これは新制度の中に入っているお金なのでこれは今回からは出ませんとはっきり言われます。それは皆さん何も文句を言わず、「ああそうなんだな」と。それに対しては、その分だけ減っているわけじゃないので、納得をされているんじゃないかなと思いますので、その辺の整理だけは一度していただけるとありがたいと思います。

以上です。

【針塚委員長】 よろしいですか。じゃあ、未来局から何かご意見ございますか。今の
ことについて。

【こども未来局】 今ご指摘いただいたとおり、運営費収入も国・県・市の税金でござ
います。おっしゃられたとおり、市の補助金も税金でございます。二重に支払うというの
はやっぱりよくない。ほんとうに二重なのかどうかということが論点として明確になって
いないということを我々も反省しております。

先ほど渕野委員からもおっしゃられましたし、木村委員も根源的なご質問されましたが、
我々ちょっと答えるチャンスを失ってしまっただ変申しわけありませんでした。

今、雇用を拡大するという話が出ています。雇用を拡大したかったんだというのが、協
会様のご主張でございます。でも今何を見直そうかとしているかということ、雇用ではなく
て、長時間保育手当という、保育士さんたちに行く給与水準を引き上げるためのお金です。
この補助金がどういう性格かということで、少し話の展開が違ってしまっています。何で
こんな展開になるのかということが、木村委員がおっしゃった根源的な話にかかわってき
ます。

冒頭、我々両方の主張の中で食い違っている点の一つが、じゃあ長時間保育手当とは何
なのかという話でございます。

福岡市は、これは自分たちで要綱をつくっておりまして、つくった当時の経緯から、当
然9時5時の開所時間を延長するための仕組みとして、そのインセンティブとして長時間
保育手当という制度を設けたということです。一般に考えればそういうことです。そうで
なくて、従業員の皆さんの給料水準向上のために出すと言え、福岡市の中でたくさん貢
献している企業、団体ございますから、全ての給与水準、従業員確保が困難なところに補
助金を出さなければいけなくなります。そうではなくて、そういう長時間保育を実施する
という要綱に基づいた、そのための手当だという認識でございます。

それに対して協会様は、そうではないと、これは別のもので、給与水準を引き上げるも
のだと、独立してしまっているんだというご主張でございます。

スタート台が違うので見解がそこから分かれてしまいます。ということは、その200
万は別にして、雇用のためとしては120万しか協会様はもらっていないんだから、46
0万欲しかったんだという主張。今まで欲しかった、でもくれていなかったという主張で
す。我々福岡市は、120万プラス200万の320万で、この制度をやっていた。細かい
ところは別として、これをどう捉えるかということになります。木村委員が、「320万

が460万になるんだから、その中で対応できるのですか、できないんですか」とおっしゃいました。結局はその判断になります。

ここで媒介する変数というのが、経営です。つまり、経営者が460万を雇用に使うのか、長時間保育手当みたいな職員の給与水準引き上げに使うのか、それは誰が第一義的に決めるのかという論点になります。

そのことについて、協会様の発想では、200万出してきたことは事実として継続してくれ、残りの分で雇用拡大したい、それが望むところというご主張でございます。我々は、二重には払えません。その中で経営でやっていただきたい。この思いの違いでございまして、根本的に入りの長時間保育手当の性格から考えて、我々としては、その部分を二重に払うということは対外的に説明できないと考えています。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

約束の15時30分になったので、先生方から一言。

【上田委員】 済みません、上田です。

今、未来局の方と保育士の先生方が一生懸命考えていただいていることに、すごく感謝をします。ありがとうございます。

最後短くなんですけど、第1回目の保育士の先生方のお話がとても心に響きました。すごく現場で頑張っていたんだなというのがすごくわかったんですけども、今回はお金の話ばかりだったので、何だかわからなくなってしまうことが多かったんですけども、この増えた増えなかった、でもこの新制度が始まって、実際現場で働いている先生方にどれだけの還元があって、どれだけ先生たちが楽になられたのか、そういった最後のところまで検証していただけたら、この制度がちゃんとうまくいったのかどうかというのがわかるかなと思います。

ですので、現場の先生のご意見。かっぱう着とかエプロン、私の保育園では、先生たちみんながアンパンマンのエプロンを一斉にそろえられたときもありました。ああこういうので使われていたんだなと思うときもありました。そういった現場の先生方が実際、この金額が還元されてよかった、生活ちょっと楽になった、気持ちが楽になった、精神的によかったよと思えるようなところまで検証していただけたら、また今後につながっていくのではないかなと思って、お金のことはわからなくて、そういったことしか言えなかったです。済みません、最後意見で申しわけありませんが、よろしくお願いします。ありがとうございます。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

大変申しわけありません、進め方が不手際で時間になってしまいました。

今回は、今後の補助金のあり方について、さらなるご議論を委員の皆様でしていただく予定でございますが、今後の会議の運営については、またさらに検討して、事務局から委員の皆様にご連絡を申し上げたいと思います。

また、今回までにいただいたご意見などにつきましては、事務局で整理していただいて、次回の会議までに間に合うようにしていただきたいと思います。

では、事務局から何かございますか。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。

本日は、多くの貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。次回の会議の運営につきましては、改めて委員長とご相談の上、皆様方にご連絡を差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、次回の検討委員会は、9月29日火曜日13時からでございます。場所は、今回と同様、エルガーラ多目的ホールを予定しております。

あと、台風の影響で交通機関が全て回復していないと聞いております。本日の委員さん、それからご出席の陳述の方々と、タクシーをご利用して帰られる方は、申しわけございません、この終わりに事務局にお申しいただければ、タクシーチケットをお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【針塚委員長】 それでは、本日の会議は閉会させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —